

# 第54回総会議案書

2023年5月21日 発行

## 愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

電話052-872-1972 FAX 052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

HP <http://gakudou.me/>

## 【 基 調 提 案 】 学 童 保 育 の 現 状

### 1. 学童保育指導員はエッセンシャルワーカーとして認められました

2021年12月23日に国が「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を示し学童保育指導員も対象となりました。これは2022年2月から収入の3%程度引き上げる賃金改善を目的とした予算措置をおこなうものです。学童保育は全学童保育指導員分の予算額が示されました。全職員が対象というものは他の業種にはなく画期的なことでした。また、学童保育指導員をエッセンシャルワーカーとして国が認知したということになり、学童保育の社会的位置づけがより高まりました。

### 2. まだまだ（需要が）増え続ける学童保育

少子化で子どもは減っていますが、小学生を持つ女性の8割を超える人が働き、核家族が8割を超えている現在、学童保育はなくてはならないものになっています。そして、学童保育で生活する子どもも学童保育所の総数も毎年増加し、まだ10年近くは需要が増加していくと厚生労働省は推測しています。一方で、いまだに学童保育がない小学校区があるなど、学童保育を必要とする子どもの生活環境や発達保障が最優先される前に、自治体の財政で左右される施策になっているのが学童保育の現状であり課題です。

学童保育は2022年5月1日現在、厚生労働省の調査で36,209支援の単位、入所している子どもの人数は1,392,158人となりました。

愛知県では、2022年5月1日現在、54市町村966小学校に対し、1,219か所、入所している子どもの人数も38,054人となり、国も県も過去最高を更新しています。

一方で学童保育は、増え続けているにもかかわらず、未だに学童保育を必要とする子どもを、全員受け入れるための法的位置づけと財政基盤を持っていない制度です。2015年度より「子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）」が始まりましたが、課題の大半が残ったままスタートした上に、市町村格差等新たな課題が加わりました。

### 3. 学童保育の具体的な課題

コロナ禍で、次の2点が大きくクローズアップされました。

#### ① 学童保育で子どもが生活するスペースが小さい

学童保育の基準では1人1.65㎡以上となっていますが、保育所の2歳児以上の1.98㎡より狭いうえに、施設面も、市町村の財政と連動しているため、実施を猶予している自治体では1人1.65㎡以上がいつ実現するかわからない状況があります。今回のコロナ禍では、ロッカー等設備を含めずに1人1.65㎡以上確保しないと密を避けられないことが実証されました。

#### ② 学童保育指導員不足と進んでいない処遇改善

学童保育指導員の多数は、給与を始めとする処遇が低いという現状があります。

学童保育指導員の処遇改善を目的として、国は「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を2015年度から予算化しています。2022年度は非常勤職員に係る賃金改善の経費

上乗せ分として年額167.8万円、常勤職員を配置するための「追加費用」として年額315.8万円が予算計上されました。また、勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」も2017年度から予算化されています。しかし、実際の実施地域は広がっておらず、2022年度は、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施した市町村は374市町村、学童保育を実施している全市町村数の23%にとどまっています。愛知県は17市が実施しており32.7%の実施と全国平均より高い実施率になっています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施した市町村は475市町村、学童保育を実施している全市町村数の29.2%にとどまっています。愛知県は15市、28.9%とこちらは全国平均より低い実施率になっています。厚生労働省は積極的な実施を呼びかけていることから、全市町村が実施することが学童保育指導員の処遇改善の一つの手段として有効と考えられます。処遇が改善されていないこともあり、現在の学童保育所を運営するために必要な学童保育指導員の確保ができなくなってきています。学童保育指導員不足を理由に「学童保育指導員の要件を緩和する」、「企業に委託する」市町村が増えています。

#### 4. 進む企業参入について

愛知県は企業が運営する学童保育が2022年5月1日現在で13.9%（日本全体で13.5%（共に全国学童保育連絡協議会調査））で、全国平均よりやや多い状況です。

##### ① 届出により「学童保育」として認められることになった「新制度」

学童保育条例を書面上クリアした届け出をすれば、市町村が補助金・委託金を出す・出さないは別にして、「学童保育」として認められます。今までは「市町村の施策に合致していなければならないこと」「塾等目的の違うものは認めないこと」等制約がありました。が、塾をはじめとする企業が学童保育に参入しやすくなりました。

##### ② 企業による学童保育運営の浸透が「新制度」の問題を顕在化

「新制度」のねらいの一つである民間活力の導入のために、「補助単価の増額」「対象の拡大（おおむね10歳から小学生へ）」「賃貸料補助開始」等の施策が追加され企業参入が進みました。企業の多くが利益を追求し、行政が企業に依存することにより「保育の公的責任の後退」「子育て、保育の商品化」「職員の人件費削減」が顕著となっています。

#### 5. まとめにかえて

コロナ禍で、保護者会を開けない、様々な会議に集まらない、学童保育指導員の研修ができないなどの状況が、今も続いている地域・学童保育があります。また、学童保育連絡協議会の機関誌である月刊『日本の学童ほいく』の購読数が減少しています。『日本の学童ほいく』は、各地の学童保育の様子や様々な取り組みや魅力を伝えるとともに、学童保育の施策や実態などを学び、よりよい学童保育をつくるための課題を共有し、学童保育への理解を深めることができる一冊です。また、『日本の学童ほいく』は県連協や全国の学童保育運動を支える財源となっており、保護者会・連絡協議会の活性化、学童保育指導員の研修の充実とともに、学童保育をよりよくするために重要な機関誌です。今こそ『日本の学童ほいく』を購読し、普及拡大を進めましょう。そして、子どもの生活を主体にした「学童保育」はどういうものなのか。「子どもの最善の利益」を学童保育でどう保障できるのか。保護者の子育て環境は今後どうあればよいのか。学童保育指導員の働く職場としての学童保育はどうあるべきなのか。「学習」「習い事」「送り迎えの付加価値」を主体にしたものは「学童保育」と言えるのか。ということ学童保育に関わる私たちが考え、学童保育の充実と財政をともなった法制化を目指して学習・交流していきましょう。そして、今後の学童保育施策拡充につなげるために共に頑張りましょう。

## 愛知学童保育連絡協議会2022年度総括案

1-1. 国の学童保育制度確立をめざし、1)・2)の働きかけを全国連協を通じておこないます。また、学習会を開催し、情報と認識の共有に努めます。

1) 「放課後児童クラブ設備及び運営に関する基準」に「従うべき基準」を増やすこと。そのための補助金の増額と国の負担割合を増やすこと

全国連協では、国会で学童保育の拡充を求める請願署名が採択されたことを根拠とし、厚労省に対して「公的責任による学童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める」申し入れを行いました。厚労省懇談には県連協からもオンラインで参加をしました。

2) 「子どもの居場所事業」を学童保育の代替えとする動きに反対し、学童保育を必要とする子どもが全員学童保育に入れる施策とすること

全国連協より学童保育と子どもの居場所事業とは違うものであることを厚労省に申し入れました。全国連協からの情報を会員に適宜提供しました。本年国においては、当初4年生以上が対象であった放課後居場所緊急対策事業が令和5年度から全学年対象になるなど、拡大の動きがあります。県内において大きな動きはありませんでしたが、引き続き、県連協として反対の立場を明確にし、居場所事業をもって待機児童対策としないよう、学童保育の増設、施設の拡充、指導員確保のための処遇改善を市町村に訴えました。

1-2. コロナ禍対策として、国に以下を要望します。

1) 新型コロナウイルス感染症が学童保育で発生した場合には市町村と連携をし、感染の拡大を防ぎながら学童保育が安全に運営できるための相談窓口を設置すること

相談窓口の設置は要望しませんでした。

2) 職員・子どものPCR検査が必要な時に公費で実施できるように、専門機関が直ちに判断できる仕組みを整えること

PCR検査については厚生労働省宛ての要望書（2022年7月29日提出）で検査体制を抜本的に拡充し、その検査にかかる費用は公費で負担するよう要望しました。

3) コロナ禍が終息するまでは、コロナ禍により学童保育所が休所した場合には保護者の生活保障と、学童保育の運営保障ができる補助要綱とし、その補助金は国が全額支出すること

2)と同様に保護者の生活保障と学童保育の運営保障を厚生労働省に要望し、2022年3月末まで補助が継続することになりました。

2. 愛知県の学童保育施策の拡充をめざし、働きかけを行います。

1) 県行政に向けて

① 県が果たすべき役割を明確にし、地域連協や市町村の実情や意見を反映した要望書を提出します。

2022年7月25日に、愛知県の学童保育施策拡充を求める以下の要望書を県に提出しました。

1. 愛知県全体の学童保育が「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた一定水準の質を持ったものになるよう、国の巡回アドバイザー補助金を使い長期的な視野に立ち、県として巡回アドバイザーを配置してください。

2. 学童保育指導員が継続して働きつづける一つとして、国の「処遇改善事業」「キャリアアップ処遇改善事業」を愛知県内の全市町村が満額実施するよう働きかけてくださ

い。

① 既に実施している市町村を含め、国のメニュー全てを実施するよう働きかけてください。

② 会計年度任用職員等で一般職と同じ待遇の市町村へは、学童保育指導員を専門職として位置付け、国の処遇改善事業を実施するよう働きかけてください。

3. しょうがいのある子の受け入れをさらに進めるために、「放課後児童クラブ障害児受入推進事業」及び「放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業」の補助金額を、常勤の職員が配置できる額（少なくとも医療的ケア児受け入れの額）にするよう国へ上申してください。また、両事業とも、しょうがいの実態に合わせ使いやすかつ手続きの簡素化をすることを国へ上申すると共に、学童保育を必要とするしょうがいのある子どもが補助金を使って入所できるよう県として市町村に働きかけてください。

4-1 ひとり親世帯等、学童保育を必要とする子どもは必ず入れる仕組みを創設してください。

4-2 ひとり親世帯等更なる受入が促進されるよう、保育料の減免や、減免している学童保育の運営費を補助する等、県として補助金制度を創設してください。

5. 学童保育で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等に保健所・保健センターと連携して感染の拡大を防ぎながら学童保育が安全に運営できるよう保健所・保健センター内に学童保育担当者を配置した相談窓口を設けてください。

6. 人材支援事業を活用して、保育士・保育所支援センターに学童保育の担当者を配置するとともに、常勤の担当者が配置できる補助金になるよう国へ上申してください。

**② 放課後児童クラブ施設整備費のうち、県が負担すべきである補助率1/3の正規執行を要望します。**

放課後児童クラブ施設整備費の補助率が1/3として執行されました。

**③ 「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」の内容充実を要望します。**

「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」の内容充実について、具体的にはグループワークなどの実践的な研修への変更を想定していましたが、コロナ禍においては当該変更を要望することが困難であり、要望提案に至りませんでした。

**④ 学童保育所を巡回するアドバイザーの配置を要望します。**

要望書の要望項目1として提出し、県との懇談で意見交換を行いました。県で事業化した場合、県内にある施設1箇所あたり年間1回程度の派遣が限界であり効果的な事業に結びつかないため、2022年度の予算要求を担当課はしたものの、予算化には至りませんでした。そのため、市町村担当者会議で、すでに巡回アドバイザーを配置されている市町から取り組みを発表していただくことを通じて、市町村での実施が進むよう働きかけていくと回答いただきました。

**⑤ 「愛知県木材利用促進条例」や「木の香る都市づくり事業」を活用した学童保育の施設や設備の木造化、木質化を要望します。**

森と子ども未来会議で愛知県の木材利用した学童保育の施設や設備の木造化、木質化を県に働きかけました。2021年度の木の香る都市づくり事業を利用した「はくほう学童保育クラブ」（尾張旭市）と「豊ペガサス児童クラブ」（豊橋市）が木造施設として整備されました。また、「有松学童保育所」（名古屋市緑区）も2022年度の同事業を利用して木造施設として整備されました。

## 2) 県議会に向けて

### ① 全会派と懇談し、学童保育議連の結成を目指します。

10/7（金）に自民党愛知県議員団と懇談しました。その後は必要に応じ団長と打ち合わせを行いました。新政あいち県議団とは、政調会長と打ち合わせを必要に応じて行いました。公明党愛知県議員団とは懇談が出来ませんでした。

懇談のなかで、あらたな企画や要望などを考え合うことができ、打ち合わせを行う関係が出来るなど学童保育の理解を深めることはできましたが、学童保育議連の結成には至りませんでした。

### ② 県連協役員と地域連協とともに県議会議員と個別に懇談し、県連協・地域連協と県議会議員との繋がりを強めます。

運営委員会で懇談のチェックリストを提案し、具体的にどのように懇談するのかを議論することができました。これまで懇談がなかなか実現しなかった地域連協には、県連協の役員が同行することで、県会議員とのつながりをつくることができました。

## 3) 市町村行政に向けて

### ① 国基準の運営費に上乗せする単独補助金を要望します。

- ・国基準の運営費以上の施策になっているかどうかの調査を行いました。
- ・単独補助金があるかの調査を行いました。
- ・単独補助金を要望するために国の補助金について学習交流会を行いました。
- ・自治体キャラバンでは、市町村の単独補助金について要望をしました。

### ② 「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の満額実施を要望します。

例年どおり、ハンドブックの愛知詳細調査において、処遇改善に関する補助金の実施状況を把握しました。また、運営委員会において各地域の実施状況を横並びで確認できるようにし、満額実施でない自治体への地域連協からの働きかけの一助としました。市町村からの回答において、他の職員との格差が生じるために実施不可能などの回答もあり、支援員や補助員が専門職であることを理解してもらうことも必要であるとわかってきました。

### ③ 学童保育指導員の資格と配置基準について、市町村の条例が省令を上回る水準となるよう要望します。

自治体キャラバンおよび実態調査を通じ資格者と配置基準の実態を確認しました。資格者が長く働いていないなどの理由から、配置基準を遵守するための人員確保が厳しく、条例で経過措置を継続し、みなし支援員の配置はしているものの、条例を改定して切り下げている自治体はありませんでした。

しかし、条例の水準を引き上げる働きかけは出来ませんでした。

### ④ 学童保育所を巡回するアドバイザーについて、配置の実現、内容の充実を要望します。

昨年度から継続して要望しており、県からも市町村に実施が広がるよう支援され始めていますが、一部の地域を除き、人材の確保や財政的な理由により実施に至っていない地域が多いのが現状です。市町村からのニーズは高いので、今後も継続して働きかけるように県へ要望しました。

### ⑤ 自治体キャラバンや地域連協を通じて、各市町村の現状把握や問題解決に取り組みます。

2022年6月頃より愛知県内の自治体キャラバンで各自治体を訪問しました。自治体キャラバンでは、①放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の活用状況、②育成支援体制強化事業の活用状況、③学童保育の第三者評価について、④自治体としてコロナ禍での学童保育活動制限の有無、⑤安全危機マニュアルの自治体の作成状況について、⑥ICT活用状況の質問項目を通じて話し合いを行いました。さらに質問項目に加え、地域の学童保育の現状把握も行い合わせて地域連協に報告を行いました。

運営委員会では、地域連協の補助金活用状況の確認を行い、情報交流・共有をしました。また、補助金活用に関する学習会を開催し、地域連協での補助金活用について理解を深めました。

**⑥ 市町村行政の協力を得て、『あいちの学童保育情報ハンドブック2022年度版』を発行します。**

年度内に発行しました。

**3. 県連協の組織強化をはかります。**

**1) 市町村毎に異なる学童保育施策に適切に対応できるよう、全ての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から役員1名以上の選出をめざします。また、必要に応じて役員推薦で役員を選出して役員体制の強化をはかります。**

新規雇用した専従職員を1名役員に加え体制強化をはかりました。しかしながら、全ての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から役員を1名以上選出することはできませんでした。

**2) 運営委員を全ての加盟連協・単独加盟学童保育から1名以上選出し、運営委員会のさらなる活性化と県連協の活動の迅速化をはかります。**

呼びかけを行いました。運営委員会への毎回の出席には繋がりませんでした。

**3) よりよい学童保育の生活内容や環境を学童保育指導員と力を合わせて作り出す基盤としての保護者会の意義や役割を伝えると共に、負担感だけではない保護者会活動や保護者会づくりを応援・サポートします。**

- ・ コロナ禍の影響もあり各地域での会議が現地で開催できない事などから、各種研修やイベントに関する呼びかけが円滑にできないという声がありました。様々な地域から、学童保育と保護者との関係性が希薄化してきているという問題も合わせてあげられました。

- ・ 「みんなで話そう学童保育ひろばin尾張旭」では、保護者と学童保育の関わりをテーマに、尾張旭だけではなく、県内の参加者とともに、保護者と学童保育の関わりについて深める交流の時間となりました。運営委員会では具体的に、保護者会活動や、保護者会づくりの応援・サポートにつながる交流を今年度行う事はできませんでした。

**4) 加盟地域連協や、単独加盟学童保育とのつながりを深めるため、運営委員会への参加を促し、各地域の情報交流を行い、運動の発展につなげます。また、地域連協や単独学童保育の会議に県連協役員が参加し、各地域で充実した（連協）活動ができるように応援します。**

加盟地域連協や単独加盟学童保育へ、担当者より運営委員会への参加呼びかけを行いました。単独加盟学童保育の参加にはつながりませんでした。加盟地域連協、単独加盟学童保育の各会議に、担当県連協役員が参加しました。

**5) 未加盟の地域、学童保育所への県連協加盟を働きかけます。廣川**

**① 県連協の活動周知と地域とのつながりを高めるため、県連協紹介パンフレットを**

県内全てに配付します。

② 未加盟地域や個人に県連協の取り組みや研修案内の情報を発信し、参加を促すとともに組織加盟や個人会員加入の働きかけを行います。特に学童保育指導員には研修を通して個人会員加入を呼びかけます。

③ 未加盟地域の学童保育について、自治体キャラバンなどを通じて地域の学童保育の現状を把握し、自治体と連携して学童保育施策の拡充を目指します。

県連協紹介リーフレットを改訂し、県内加盟連協に配布を行い、県連協の周知をしました。また、県連協の活動理解を深めるため、未加盟地域むけのリーフレットの作成、配布も行いました。自治体キャラバンでは、自治体が抱える課題などを担当課と情報共有を行いました。県連協として把握している他地域の先行事例や、補助金の活用方法など情報提供を行うとともに、学童保育施策の拡充にむけての自治体との連携に心がけました。

6) 県連協の活動を紹介するとともに、学童保育をとりまく動きをわかりやすく伝える情報発信に努めて、地域での学童保育施策拡充に向けて活用を促します。

① 県連協ニュースや全世帯新聞の発行を行います。

県連協ニュース6回、全世帯新聞を1回発行しました。また、一人ひとりの声を国や一人ひとりの声を国や自治体に届けようの取り組みに向けて、学童保育の課題をテーマにあげ、全5回のワンアクションニュースの発行を5回行いました。6月には、「国会請願署名の採択」をお知らせする号外「ニュース」を発行しました。

② ホームページや各種 SNS を随時更新し、情報の発信力を高めます。

HPの更新に合わせ、Facebook、Instagram、Twitterの更新を行いました。また、ツールを増やして、愛知県内、全国へと県連協発行の資料や、研修情報など、タイムリーな情報発信を行いました。

7) 加盟地域の指導員会に声をかけ、学童保育指導員と連絡を取りながら積極的な交流を図ります。

Zoomを活用して、加盟地域の指導員会や学童保育指導員との交流を計画していましたが、実際に開催するには至りませんでした。

8) 県連協財政の柱である『日本の学童ほいく』誌の普及と購読拡大のため、購読数 1,700 冊/月をめざします。

ほいく誌部会を中心に、さまざまな普及拡大のための活動を行いました。しかし、対面での会議や集まりが各地域においても少ないため直接的な働きかけができず、年間平均 1,583冊となりました。

9) 加盟連協及び単独加盟学童保育が目標を立て、具体的に取り組むよう働きかけます。

年度始めに地域ごとの活動目標とほいく誌担当者を決め、地域目標達成を目指しました。また、ほいく誌担当者を役員、部会がフォローし、活動の後押しをおこないました。

10) 購読の意義・目的を周知し、地域の取り組みや保育・子育ての交流を行います。また『日本の学童ほいく』誌の魅力や普及拡大の取り組みを発信します。

- ・ 交流会は10月と1月に行い、ほいく誌を「より身近に感じてもらう・開いて読んでもらう」をテーマとして話し合い、地域ごとの取り組みも交流しました。
- ・ 普及拡大会議は6月・2月に行い、地域目標の確認や取り組み好事例等の情報共有を図り、活動の活性化に努めました。
- ・ 交流会、普及拡大会議の当日のようすや交流で出された地域からの意見などをまと

め た「ほいく誌ファン」を配信しました。

- ・ 各会議においても読み合わせなどを行い、ほいく誌の良さに触れる機会を持ちました
- ・ 県内読者の投稿などを載せた、「いっぺん読んでみゃ〜」を毎月配信しました。
- ・ あいち学童保育研究集会や全国学童保育研究集会にて、部会からPR動画の発信をしました。

**11) 学童保育への理解を深め、よりよくするための運動につなげていくために、『日本の学童ほいく』誌の購読を学童保育関係者だけでなく関係者以外へも積極的に勧めます。**

自治体キャラバンで担当者にほいく誌の案内を行い、他団体の会議等でもほいく誌記事を紹介しました。地域では、関係者の寄稿記事が掲載されたほいく誌を議員、行政に配布し、理解をはかるなど、ほいく誌を活用した取り組みが見られました。

#### 4. 財政

県連協会費と『日本の学童ほいく』誌購読料の早期納入などを働きかけて、健全な運営をおこないます。

県連協会費と『日本の学童ほいく』誌購読料の早期納入を、各会議を通じて働きかけたことにより、健全な運営を行うことができました

#### 5. 学童保育の学習、交流を深める取組みをすすめます。

**1) 学童保育指導員などの研修の充実を図るため、以下のことに取り組みます。**

**① NPO法人学童保育指導員協会が主催する『学童保育指導員研修（新任・専門・特別）』への参加を呼びかけます。**

研修会員（サブスクリプション）の仕組みを導入したことでオンラインでの受講ができたこともあり、前年度に引き続き、導入前に比べて受講者数が増えました。

**② 『第47回全国学童保育指導員学校・西日本岐阜会場』の運営に参画し、研修内容の充実を図ります。**

役員5名と、各地域の学童保育指導員など10名で構成したプロジェクトチームをつくり、講座づくりや参加の広報に取り組みました。結果、全体では512名、愛知からは222名の参加者となりました。取り組み連携の岐阜県連協や三重県連協と協議して、今の学童保育に必要な研修内容を講座に取り入れることができました。また、プロジェクトで実践検討を行い、担当の講座の研修内容の充実をはかりました。

**2) 全国学童保育研究集会への参加を増やすために、プロジェクトチームをつくり、コロナ禍を考慮し、取り組みを行います。**

- ・ 2月にプロジェクトチームをつくり、参加目標を315名に設定しました。
- ・ ニュースの発行や各地域でのPR活動、各研修会等でリーフレット配布等を行いました。目標に達せず278名の参加となりました。

**3) 第39回あいち学童保育研究集会を主催団体の一員として開催します。**

開催にあたっては、コロナ禍を考慮した開催方法を検討し、誰もが安心して参加できる「あいち学童保育研究集会」を目指します。

全体会はオンラインのみとしましたが、一部分科会を現地開催することができました。実行委員の負担を減らすことを目的に、事務局での検討を増やし、会議回数と会議時間の短縮に努めました。



- 4) 『みんなで話そう学童保育ひろば』を学童保育の充実及び組織強化のために、開催していきます。2022年度は尾張旭、2023年度は春日井と続く予定で、2024年度以降の開催地を検討しつつ、次期開催地の取り組みに余裕をもって出来るようにします。また開催地域では周辺地域への参加呼びかけを強め、他地域を含めた参加者の広がりを目指していきます。

尾張旭でのひろばを開催し、開催地域から多くの参加がありました。また2023年度の春日井での開催に向けて、呼びかけも行いながら、2024年度以降の開催地を検討しました。

#### 5) えがおプロジェクトの活動

- ① これまでの被災地応援活動をまとめます。

応援活動のまとめは出来ませんでした。

- ② 各地域をつなぐ交流活動・お互いの研修参加を継続して行います。

10/29 の全国研究集会に合わせてオンライン交流会を開催し、子育てや安全対策について話し合いを持ちました。参加者は岩手11、福島9、愛知9合計29名でした。グループに分かれて、子育てや保育、安全対策について交流することができました。

愛知・福島・岩手で研修案内や各地域の状況などを伝えあえるLINEグループをつくり情報交流を行えるようになりました。福島県連協、いわき市連協、気仙連協からのあいち研究集会への参加を支援しました。えがおプロジェクトから岩手研究集会へ1名参加しました。11/26に開催された福島県連協10周年記念レセプションにえがおプロジェクトから代表が参加しました。

- ③ 県内学童保育の防災・避難訓練、被災対応などを調査します。

「災害等緊急時対策実態調査アンケート」を実施し、県内93学童保育所から回答を得ました。有識者の協力を得て分析検討を行い、えがおニュースやウェブサイト、SNSで結果を公開しました。また、あいちの研究集会では分科会で報告・交流をしました。

#### 6. 他団体と連携し、学童保育と子育て環境の拡充に努めます。

- 1) 児童福祉法の改正を中心に、学童保育の制度確立をめざして全国学童保育連絡協議会に結集します。全国の加盟地域の情勢と運動に学び、連帯します。

- ・ 全国連協役員・「日本の学童ほいく」誌編集委員を選出しました。
- ・ 全国の加盟地域と連携して、国会請願署名・「一人ひとりの声」に引き続き取り組みました。
- ・ オンライン開催となった第57回全国学童保育研究集会は全体の参加申込み受付業務を担いました。また、全国実行委員会に参加し、分科会を受け持つなどして運営に協力しました。
- ・ 厚労省懇談に県連協役員が2名参加しました。厚労省懇談では、全国連協からの重点要望に対する回答を厚労省の担当者から直接聞くことができ、行政のスタンスを把握することができました。

- 2) 愛知保育団体連絡協議会と、愛知の保育・学童保育の保育内容と施策向上に向け、連携します。

- ・ 国会請願と県議会請願署名に取り組みました。
- ・ 定期総会にメッセージを送りました。

- ・ あいちの保育資料集に、学童保育の現状と課題について執筆しました。
- 3) **しょうがいのある子どもの地域生活を保障する一つとして、よかネットあいちと、例会等の情報を共有し参加しあう関係を継続します。**
- 4) **母親大会の案内・チラシを会員に配付します。**  
母親大会実行委員会から届く情報を会員に届けました。
- 5) **福祉予算を削るな愛知県民集会実行委員会**
  - ① **学習会や集会参加を広く呼びかけ、成功に努めます。**  
運営委員会に学習会、他分野の集会を呼びかけました。「なくせ！ワンオペ職場」の個人署名及び団体署名に取り組みました。県民集会については全国学童保育研究集会と日程が重なったため案内のみ行いました。
  - ② **他団体に学童保育の現状と課題を伝え、県連協の取り組みへの参加を呼びかけます。**  
他団体に伝えることはできませんでした。
  - ③ **他福祉分野の動きを伝え共有します。**  
他福祉分野の取り組みを伝えました。
- 6) **学童保育指導員が加入している労働組合と、学童保育施策などについて懇談し、研修等への参加を働きかけます。**  
定期総会に相互にメッセージを送りました。事務局間で定期的に懇談し、情報共有を行いました。ほいく誌部会には建交労として部員を派遣されており、11月運営委員会以降はオブザーバー参加をされています。
- 7) **あいち保育研究所**
  - ① **保育・学童保育の研究活動を応援します。**  
情報提供するなどして応援しました。
  - ② **「権利としての学童保育」研究会で、実践検討を中心に学びを深めます。**  
権利としての学童保育研究会で、コロナ禍の学童保育についての論文や実践記録を議論し、研究所紀要に発表しました。
- 8) **認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク**  
冊子『アレルギーの手引き』の普及とアレルギー研修の開催を各自治体や運営委員会・指導員会で呼びかけるなど必要な情報を伝えます。  
「学童保育におけるアレルギー対応研修会」（3回講座）を、アレルギー支援ネットワークと共同で開催しました。申込み人数139人、延べ269人の参加者がありました。「学童保育指導員のためのアレルギーの手引き」改定の取り組みをスタートさせました。
- 9) **その他子育て関係団体とマスコミ**
  - ① **子ども関係の団体や学童保育の施策・保育内容が前進する関係ができる団体と積極的に連携します。**  
コロナ禍のため、あいち子どもNPOセンターとメールのやりとりで情報を交換しました。
  - ② **マスコミに、学童保育の理解が進むよう情報を提供します。**  
コロナ禍の学童保育の現状をマスコミに情報提供しました。

## 愛知学童保育連絡協議会2023年度方針案

### 1-1. 国の学童保育制度確立をめざし、以下の働きかけを全国連協を通じておこない、共有に努めます。

- 1) 学童保育を必要とするすべての子どもが入れる法律にし、最低基準を策定し、最低基準を実行できる財政措置をおこなうこと
- 2) 当面、「放課後児童クラブ設備及び運営に関する基準」に「従うべき基準」を増やすこと。そのための補助金の増額と国の負担割合を増やすこと
- 3) 待機児童対策を子どもの居場所事業で代替しないこと。学童保育を必要とする子どもが全員学童保育所に入れるように補助金等を充実させること
- 4) 学童保育は子どもの権利を保障し、子どもが主体者として生活できる場になる施策となること

### 1-2. コロナ禍対策として、国に以下を要望します。

- 1) 新興感染症に迅速に対応できる体制を国として整えること
- 2) 学童保育が安定して健全に運営を継続できるよう感染拡大防止策等は公費で負担すること

## 2. 愛知県の学童保育施策の拡充をめざし、働きかけを行います。

### 1) 県行政に向けて

- ①県が果たすべき役割を明確にし、地域連協や市町村の実情や意見を反映した要望書を提出します。
- ②国の基本の運営費を、少なくとも常勤2人体制を担保する額とし、保護者負担は5割未満に引き下げるよう働きかけることを要望します。
- ③国の「処遇改善事業」「キャリアアップ処遇改善事業」を全市町村で満額実施するよう働きかけることを要望します。
- ④「放課後児童支援員認定資格研修」や「放課後児童支援員キャリアアップ研修」について、内容の充実、方法の工夫により、より効果的な研修となるよう要望します。
- ⑤国が予算化している「育成支援の質の内容の向上」事業で、学童保育の質の向上や運営適正化を目的とする巡回するアドバイザーの配置を愛知県でも予算化し、県内の学童保育の保育の平準化をめざして、愛知県も実施するよう要望します。
- ⑥「愛知県木材利用促進条例」や「木の香る都市づくり事業」を活用した学童保育施設の木造化、内装及び備品の木質化の促進を要望します。

### 2) 県議会にむけて

- ①全会派と懇談し、学童保育議連の結成を働きかけます。
- ②県連協役員が地域連協とともに県議会議員と個別に懇談し、県連協・地域連協と県議会議員との繋がりを強めます。

### 3) 市町村行政に向けて

- ①国基準の運営費に上乗せする単独補助金を要望します。
- ②継続的な指導員の確保のためにも、「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の満額実施を要望します。
- ③学童保育指導員の資格と配置基準について、市町村の条例が国の省令を上回る水準となるよう要望します。
- ④学童保育所を巡回するアドバイザーについて、実施の重要性及び実効性の理解を促し、施策化による配置の実現と現場のニーズに応えた内容の充実を要望します。
- ⑤自治体キャラバンや地域連協を通じて、各市町村の現状把握や問題解決に取り組みま

す。

- ・市町村の子育て支援計画「第2期子ども・子育て支援事業計画」を確認し、学童保育の「量」と「質」についての進捗状況を、加盟地域連協からの情報を把握します。
  - ・「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定にむけて、学童保育の計画が実態にあわせてものになるよう、自治体キャラバンにて地域の学童保育状況を把握しながら働きかけます。
- ⑥運営委員会で補助金活用の実態の交流をします。
- ⑦市町村行政および研究者の協力を得て、『あいちの学童保育情報ハンドブック2023年度版』を発行します。

### 3. 県連協の組織強化をはかります。

- 1) 市町村毎に異なる学童保育施策に適切に対応できるよう、全ての加盟連協・単独加盟学童保育所がある市町村から役員1名以上の選出をめざします。また、必要に応じて役員推薦で役員を選出して役員体制の強化をはかります。
- 2) 運営委員を全ての加盟連協・単独加盟学童保育から1名以上選出し、運営委員会の活性化と県連協の活動の迅速化をはかります。
- 3) 子どもを真ん中に保護者と指導員が寄り添いながら、学童保育での子どもの生活の様子を共有し、子どもの成長を共に願い合う事、また保護者同士のつながりや支え合いの大切さを伝えるとともに、保護者会活動や、保護者会作りを応援・サポートします。
  - ①運営委員会の中で学童保育と保護者会・保護者との関わりについての交流の時間を設けます。
  - ②地域連協が抱えている課題について、県連協役員のサポート体制をとり、課題達成にむけて地域連協との継続的な関わりをすすめます。
  - ③加盟地域連協や、単独加盟地域の会議に参加し、「保護者会ハンドブック」を紹介し、保護者会の意義や役割を伝えると共に、負担感だけではない保護者会活動であることを伝えます。
- 4) 加盟地域連協や、単独加盟学童保育とのつながりを深めるため、運営委員会への参加を促し、各地域の情報交流を行い、運動の発展につなげます。また、地域連協や単独学童保育の会議に県連協役員が参加し、各地域で充実した（連協）活動ができるように応援します。また、県連協の活動周知と地域とのつながりを深めるため、県連協リーフレットの配布をすすめ、県連協の活動意義やの周知を行います。
- 5) 未加盟の地域、学童保育所への県連協加盟を働きかけます。
  - ①県連協の活動周知と地域とのつながりをつくるため、未加盟の地域向け県連協紹介リーフレットを作成、配布します。
  - ②未加盟地域や個人に県連協の取り組みや研修案内の情報を発信し、参加を促すとともに組織加盟や個人会員加入の働きかけを行います。特に学童保育指導員には研修を通して個人会員加入を呼びかけます。
  - ③未加盟地域の学童保育について、自治体キャラバンや、ハンドブック作成のための県内学童保育の詳細な実態調査を通じて、地域の学童保育の現状を把握します。また、自治体と連携をして、学童保育施策の拡充を目指します。
- 6) 県連協の活動を紹介するとともに、学童保育施策の拡充に活かせるような情報発信に努めます。
  - ①県連協ニュースや全世帯新聞の発行を行います。
  - ②各種媒体を通して、活動の紹介や学童保育をとりまく動きをタイムリーにわかりやすく伝え、地域で活用しやすい情報発信を行います。
- 7) 加盟地域などの指導員会にはたらきかけて、県連協の指導員会を強化し、定期的に各地域の情報交換を重ねることで、地域の指導員会の活性化や指導員の研修参加の促進

につなげます。

- 8) 県連協財政の柱である月刊誌『日本の学童ほいく』誌の普及と購読拡大のため、購読数1,650冊/月をめざします。
- 9) 加盟連協及び単独加盟学童保育が目標を立て、具体的に取り組むよう働きかけます。
- 10) 購読の意義・目的を周知し、地域の取り組みや保育・子育ての交流を行います。また『日本の学童ほいく』誌の魅力や普及拡大の取り組みを発信します。
- 11) 学童保育への理解を深め、より良くするために、『日本の学童ほいく』誌の購読を学童保育関係者だけでなく関係者以外へも積極的に勧めます。
- 12) 愛知県内の学童保育施策拡充のための諸活動をさらに推し進めるため、事務局専従職員の増員を目指します。また、今後の継続的な雇用を見据え、財政の見直しをおこないます。

#### 4. 財政

県連協会費と『日本の学童ほいく』誌購読料の早期納入などを働きかけて、健全な運営をおこないます。

#### 5. 学童保育の学習、交流を深める取組みをすすめます。

- 1) 学童保育指導員などの研修の充実を図るため、以下のことに取り組みます。
  - ① NPO法人学童保育指導員協会が主催する『学童保育指導員研修（新任・専門・特別）』への参加を呼びかけます。
  - ② 『第48回全国学童保育指導員学校・西日本西愛知会場』の開催地として、研修内容の充実を図ります。
- 2) 全国学童保育研究集会への参加を増やすために、プロジェクトチームをつくり、学童保育指導員、保護者、学童保育に関わる方が参加しやすい取り組みを行います。
- 3) 第40回あいち学童保育研究集会を主催団体の一員として開催します。近年、コロナ禍で果たせなかった交流の場となるように、学童保育指導員に限らず、学童保育関係者のだれもが気軽に参加できる集会を目指します。
- 4) 『みんなで話そう学童保育ひろば』を学童保育の充実及び組織強化のために、開催していきます。2023年度は春日井を予定しており、2024年度以降の開催地を検討し、次期開催地の取り組みに余裕をもって出来るようにします。また開催地域や周辺地域への参加を呼びかけながら、他地域を含めた参加者の広がりを目指していきます。
- 5) えがおプロジェクトの活動
  - ① これまでの被災地応援活動をまとめます。
  - ② 各地域をつなぐ交流活動・お互いの研修参加を継続して行います。
  - ③ ニュース等で活動の広報をします。
  - ④ 防災アンケートを活かして災害時への提案をつくります。

#### 6. 他団体と連携し、学童保育と子育て環境の拡充に努めます。

- 1) 学童保育の制度確立をめざして全国学童保育連絡協議会に結集します。

全国の加盟地域の情勢と運動に学び、連帯します。
- 2) 愛知保育団体連絡協議会と、愛知の保育・学童保育の、保育内容と施策の向上に向け、連携します。
- 3) しょうがいのある子どもの地域生活を保障する活動に協力します。また、よかネットあいちとは例会等の情報を共有し参加しあう関係を継続します。
- 4) 母親大会に関して会員に広報します。
- 5) 福祉予算を削るな愛知県民集会実行委員会



- ①学習交流会や集会参加を広く呼びかけ、成功に努めます。
  - ②他団体に学童保育の現状と課題を伝え、県連協の取り組みへの参加を呼びかけます。
  - ③他福祉分野の動きを伝え共有します。
- 6) 学童保育指導員が加入している労働組合と、学童保育施策などについて懇談します。  
また、研修等への参加を働きかけます。
- 7) あいち保育研究所
- ①保育・学童保育の研究活動を応援します。
  - ②「権利としての学童保育」研究会で、実践検討を中心に、学童保育指導員の専門性について学びを深めます。
- 8) 認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク  
冊子『アレルギーの手引き』の普及とアレルギー研修の開催を各自治体や運営委員会・指導員会で呼びかけるなど必要な情報を伝えます。
- 9) その他子育て関係団体とマスコミ
- ①子ども関係の団体や学童保育の施策・保育内容が前進する関係ができる団体と積極的に連携します。
  - ②マスコミに、学童保育に関して、積極的に情報を提供します。

学童保育（放課後児童健全育成事業）2023年度補助単価（2023年4月4日現在）

区分他		補助単価他		
1	1~19人	2,558,000円（2022年度2,554,000円）	-（19人-支援の単位を構成する児童の数）×29,000円/年額	
2	20~35人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）	-（36人-支援の単位を構成する児童の数）×26,000円/年額	
3	36~45人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）/年額 ※参酌化での単価設定は下記		
4	46~70人	4,734,000円（2022年度4,676,000円）-（支援の単位を構成する児童の数-45人）×69,000円（2022年度67,000円）/年額		
5	71人以上	2,917,000円/年額		
6	開所日数加算額	1支援の単位 (年間開所日数-250日)×19,000円<1日8時間以上開所の場合>/年額		
7	長期休業期間受入支援助成	長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合 19,000円/1日 加算		
8	長時間開所加算	平日 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円（2022年度407,000円）		
9	長期休業中等	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×184,000円（2022年度183,000円）		
10	20人以上	3,099,000円（2022年度3,071,000円）/年額		
11	1~19人	1,726,000円/年額		
12	特例分（年間開所日数200~249日）	長期休業期間に限り新たに支援の単位を設けた場合 19,000円/1日 加算		
13	長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円（2022年度407,000円）		
※	基本額（年間開所日数250日以上/250日の額）	36~45人	4,676,000円（2021年度4,672,000円）/年額	
		2名以上配置（1名以上資格者）<省令通り>	3,942,000円（2021年度3,940,000円）/年額	
		2名以上配置。1名以上は資格者。ただし安全確保方策必要	4,123,000円/年額	
		2名以上配置。資格者配置は求めない。ただし安全確保方策必要	3,300,000円/年額	
放課後環境整備事業	設置促進事業	設置促進事業	12,000,000円	
		一体型推進	13,000,000円	
		放課後子ども教室との一体型の目標事業量等を記載している場合	2,000,000円	
	環境改善事業	環境改善事業	5,000,000円	
		ア（1）余裕教室を活用して設置すると共に、放課後子ども教室と一体的に実施する	1,000,000円	
		ア（2）幼稚園、認定こども園等を活用する場合	1,600,000円	
		開所準備経費を含まない場合（アを除く）	1,000,000円	
		開所準備経費を含む場合（アを除く）ただし、年度内に支払われたもののみ	1,000,000円	
		受け入れのために、既存施設を改修するとき	3,000,000円	
		余裕教室転用の際に、余裕教室の荷物を置く場所を整備	3,066,000円	
運営支援事業	賃借料補助	3,066,000円		
	移転関連費用補助	2,500,000円		
	土地賃料補助	6,100,000円		
障害児受入推進事業	専門的知識等を有する職員を配置した場合	障害児1人以上受け入れた場合2,009,000円/年額（2022年度1,956,000円）		
送迎支援事業	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う学童保育に対し助成	521,000円限度/年額（2022年度507,000円）		
小規模放課後児童クラブ支援事業		19人以下の学童保育の必要経費補助625,000円（2022年度608,000円）/年		
障害児受入強化推進事業	「障害児受入推進事業」に加えて支給。専門的知識を有した人を配置すること。	障害児を3人以上5人以下受け入れる場合	2,000,000円/年額（2022年度1,956,000円）	
		障害児を6人以上8人以下受け入れる場合	2,000,000円/年額（2022年度1,956,000円）	
		職員を2人以上配置	4,000,000円/年額（2022年度3,912,000円）	
	医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合	職員を1人配置	2,000,000円/年額（2022年度1,956,000円）	
職員を2人以上配置		4,000,000円/年額（2022年度3,912,000円）		
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業		放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその他の保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助 1,330,000円（2021年度1,295,000円）/年額（1事業所当たり）		
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に進める環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う 1,451,000円（2022年度1,444,000円）/年額		
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業		放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う 1か所あたり300,000円（1事業所当たり）（ただし、同じ学童保育への次の補助は3年の期間をあける）		
放課後児童クラブ利用調整支援事業（新規）		放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助1市町村当たり 4,133,000円/年額		
放課後児童支援員等処遇改善事業（18時半を超えて開所が条件）	常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その資金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 3,158,000円限度/年額		
	常勤職員又は非常勤職員配置の場合	家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 1,678,000円限度/年額		
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業※1支援の単位当たり919,000円が上限	放課後児童支援員	年額131,000円（月額約1万円）		
	経験が5年以上で一定の研修を終了した放課後児童支援員	年額263,000円（月額約2万円）		
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当資金改善）	経験が10年以上で事業所長の立場にある放課後児童支援員	年額394,000円（月額約3万円）		
	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	11,000円×資金改善対象者数(※)×事業実施月数		
子ども子育て支援施設整備交付金	創設及び改築	本体工事費	62,596,000円（2022年度58,120,000円）	
		上記以外の場合	31,298,000円（2022年度29,060,000円）	
	備付け加算	7,271,000円（2022年度6,751,000円）		
	特殊付帯工事費	18,833,000円（2022年度17,487,000円）		
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	1,661,000円（2022年度1,542,000円）	
		改築に際して仮設施設を整備する場合	2473,000円（2022年度2,296,000円）	
	拡充	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	
		賃借料加算	7,271,000円（2022年度6,751,000円）	
	大規模修繕	特殊付帯工事費	18,833,000円（2022年度17,487,000円）	
		仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
補助率	創設及び改築	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要ない工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することにより効率的であると認められる場合に限り。）	
		上記以外の場合	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要ない工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。）	補助率（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 民立の場合：国2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等（設置者）1/3	
		改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。）	補助率（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4	
	拡充	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る）	
	大規模修繕	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要ない工事費又は工事請負費	
		仮設施設整備工事費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	補助率	創設及び改築	新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要ない工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することにより効率的であると認められる場合に限り。）
			上記以外の場合	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要ない工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。）	補助率（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4		
	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。）	補助率（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4		
拡充	本体工事費	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費		
	賃借料加算	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る）		
大規模修繕	特殊付帯工事費	特殊付帯工事に必要ない工事費又は工事請負費		
	仮設施設整備工事費	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費		

学童保育（放課後児童健全育成事業）2023年度補助単価（2023年4月4日現在）

区分他		補助単価他				
子ども・子育て支援施設整備交付金（第8条に基づく場合）	創設及び改築	本体工事費	第8条（1）に基づく場合 93,894,000円（2022年度87,180,000円）	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい）、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ）並びに既存建築物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建築物を買収することが建築物を新築することより効率的であると認められる場合に限り）一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	【補助率】 公立の場合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 民立の場合：国2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等（設置者）1/3 補助率（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 民立の場合：国1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等（設置者）1/4	
			第8条（2）、（3）に基づく場合 68,856,000円（2022年度63,932,000円）			
			第8条（4）に基づく場合 82,626,000円（2022年度76,718,000円）			
		上記以外の場合	第8条（1）に基づく場合 46,947,000円（2022年度43,590,000円）			
			第8条（2）、（3）に基づく場合 34,428,000円（2022年度31,966,000円）			
			第8条（4）に基づく場合 41,313,000円（2022年度38,359,000円）			
	賃借料加算	第8条（1）に基づく場合 10,907,000円（2022年度10,127,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	補助率（放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 公立の場合：国5/6、都道府県1/12、市区町村1/12 民立の場合：国5/8、都道府県1/16、市区町村1/16、社会福祉法人等（設置者）1/4		
		第8条（2）、（3）に基づく場合 7,998,000円（2022年度7,426,000円）				
		第8条（4）に基づく場合 9,598,000円（2022年度8,911,000円）				
	特殊付帯工事費	第8条（1）に基づく場合 28,250,000円（2022年度26,231,000円）	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	【第8条 施設・設備】 (1)小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2)放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3)専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。なお、条例基準が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。 (4)専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という）は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5)専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		
		第8条（2）、（3）に基づく場合 20,716,000円（2022年度19,236,000円）				
		第8条（4）に基づく場合 24,860,000円（2022年度23,083,000円）				
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費			改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	第8条（1）に基づく場合 2,492,000円（2022年度2,313,000円）
	第8条（2）、（3）に基づく場合 1,827,000円（2022年度1,696,000円）					
	改築に際して仮設施設を整備する場合		第8条（4）に基づく場合 2,193,000円（2022年度2,035,000円）			
第8条（1）に基づく場合 3,710,000円（2022年度3,444,000円）						
第8条（2）、（3）に基づく場合 2,720,000円（2022年度2,526,000円）	第8条（4）に基づく場合 3,264,000円（2022年度3,031,000円）	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費			
				本体工事費	第8条（1）に基づく場合 10,907,000円（2022年度10,127,000円）	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る）
					第8条（2）、（3）に基づく場合 7,998,000円（2022年度7,426,000円）	
					第8条（4）に基づく場合 9,598,000円（2022年度8,911,000円）	
特殊付帯工事費	第8条（1）に基づく場合 28,250,000円（2022年度26,231,000円）	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費				
	第8条（2）、（3）に基づく場合 20,716,000円（2022年度19,236,000円）					
	第8条（4）に基づく場合 24,860,000円（2022年度23,083,000円）					
育成支援の内容の質の向上	放課後児童クラブの質の向上	4,064,000円	「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう学童保育を巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する 補助率1/2			
	放課後児童支援員の人材確保	1,190,000円	「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望するものに対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う 補助率1/2			
新型コロナウィルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業	地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウィルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。また、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。	新型コロナウィルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費 ①緊急時の職員確保に係る費用 ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 ※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等 ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用 ・地域子ども・子育て支援事業所の消毒清掃費用等	利用定員19人以下 300,000円以内（1支援の単位）			
		利用定員20人以上59人以下 400,000円以内（1支援の単位）				
		利用定員60人以上 500,000円以内（1支援の単位）				
		感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等。簡易なものを対象） 1か所等当たり1,000千円以内				
ICT化推進事業（令和4年度補正予算分）	放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。	①ICT化の推進（連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。） ②研修のオンライン化（都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。）	500,000円（1支援の単位）			
		③通訳サービス等使用 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。	150,000円（1支援の単位）			